

石川県公報

平成 24 年 11 月 2 日

第 1 2 5 4 1 号 (金曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜発行

目 次

告 示		公 告	
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課)	1	県道の供用の開始 (同)	5
介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (同)	2	電線共同溝を整備すべき道路の指定 (同)	5
介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の指定 (同)	2	河川管理施設以外の工作物の管理者が管理する河川管理施設 (河川課)	6
介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定 (同)	2	石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正 (出納室)	6
指定居宅サービス事業者の事業の廃止の届出 (同)	3	入札公告 (産業政策課)	6
指定居宅介護支援事業者の事業の廃止の届出 (同)	3	大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支援課)	8
介護保険法に基づく介護老人保健施設の許可 (同)	3	大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同)	10
指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 (同)	4	大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同)	10
一般競争入札の落札者等 (医療対策課)	4	大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告 (同)	12
平成24年度地籍調査事業計画の一部変更 (経営対策課)	4	土地改良区の清算人就任公告 (経営対策課)	15
県道の区域の変更 (道路整備課)	5	二級建築士の免許の取消しの公告 (建築住宅課)	16
		人事委員会	
		県の事務所に係る労働基準法による区分の一部改正	16
		正 誤	
		平成24.3.6第12472号中	16

告 示

石川県告示第491号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
平成24年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	指定介護予防サービス事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービスの種類
1770200515	社会福祉法人 徳充会	エレガントたつるはま 七尾市田鶴浜町り部11番地1	平成24年 8月1日	短期入所 生活介護
1750680348	医療法人社団 慈豊会	加賀温泉ケアセンター 加賀市直下町ヲ91番地	"	訪 問 リハビリ テーション
1770600581	社会福祉法人 篤豊会	藤華苑 加賀市大聖寺東町一丁目26番地3	"	短期入所 生活介護
1770600573	特定非営利活動法人 ふらっと	地域交流の家 ふらっと 加賀市山中温泉長谷田町への91番地1	"	通所介護
1772100234	株式会社 ビューティフリイ	であい処 七つ花 かほく市木津へ4番	"	"
1770300695	医療法人社団 仁志会	リハビリ長寿 ~かるみ道場~ 小松市軽海町ソ53-1 54-1	平成24年 8月20日	"

1770300703	有限会社 見谷メディカルサービス	まそらデイサービス 小松市日の出町 3 丁目161番地 1	平成24年 9月 1 日	〃
1762391009	株式会社 優・優	訪問介護ステーション たんぼぼ 能美市火釜町 1 番 8	〃	訪問介護
〃	〃	訪問看護ステーション たんぼぼ 能美市火釜町 1 番 8	〃	訪問看護

石川県告示第492号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。
平成24年11月 2 日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービスの種類
1750680348	医療法人社団 慈豊会	加賀温泉ケアセンター指定居宅介護支援事業所 加賀市直下町ヲ91番地	平成24年 8月 1 日	居 宅 介 護 支 援
1770400172	社会福祉法人 白字会	ゆきわりそう居宅介護支援事業所 輪島市門前町深田 6 番地	平成24年 9月 1 日	〃
1762391009	株式会社 優・優	居宅介護支援事業所 たんぼぼ 能美市火釜町 1 番 8	〃	〃
1771300686	株式会社 ニルヴァーナ	居宅介護支援事業所 ニルヴァーナ 野々市市本町 3 - 6 - 31	平成24年 9月25日	〃

石川県告示第493号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第48条第 1 項第 1 号に規定する指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。
平成24年11月 2 日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	開設者の名称	介護老人福祉施設の名称及び所在地	指 定 年月日	サービスの種類
1770600581	社会福祉法人 篤豊会	特別養護老人ホーム 藤華苑 加賀市大聖寺東町一丁目26番地 3	平成24年 8月 1 日	介 護 老 人 福 祉 施 設

石川県告示第494号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第53条第 1 項本文に規定する指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成24年11月 2 日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	指定介護予防サービス事業者の名称	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービスの種類
1770200515	社会福祉法人 徳充会	エレガントたつるはま 七尾市田鶴浜町 1 丁目11番地 1	平成24年 8月 1 日	介 護 予 防 短 期 入 所 生 活 介 護
1750680348	医療法人社団 慈豊会	加賀温泉ケアセンター 加賀市直下町ヲ91番地	〃	介 護 予 防 訪 問 利 便 性 テ ー シ ョ ン

1770600581	社会福祉法人 篤豊会	藤華苑 加賀市大聖寺東町一丁目26番地 3	"	介護予防 短期入所 生活介護
1770600573	特定非営利活動法人 ふらつと	地域交流の家 ふらつと 加賀市山中温泉長谷田町への91番地 1	"	介護予防 通所介護
1772100234	株式会社 ビューティフリイ	であい処 七つ花 かほく市木津へ4番	"	"
1770300695	医療法人社団 仁志会	リハビリ長寿 ~かるみ道場~ 小松市軽海町ソ53 - 1 54 - 1	平成24年 8月20日	"
1770300703	有限会社 見谷メディカルサービス	まそらデイサービス 小松市日の出町3丁目161番地 1	平成24年 9月1日	"
1762391009	株式会社 優・優	訪問介護ステーション たんぼぼ 能美市火釜町1番 8	"	介護予防 訪問介護
"	"	訪問看護ステーション たんぼぼ 能美市火釜町1番 8	"	介護予防 訪問看護

石川県告示第495号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成24年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1750680132	医療法人社団 修和会	丘の上訪問介護事業所	加賀市富塚町中尾 126 - 2	訪問介護	平成24年 8月31日

石川県告示第496号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成24年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1750680132	医療法人社団 修和会	丘の上居宅介護支援事業所	加賀市富塚町中尾 126 - 2	居宅介護支援	平成24年 8月31日

石川県告示第497号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項に規定する介護老人保健施設を次のとおり許可した。

平成24年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	開設者の名称	介護老人保健施設の名称及び所在地	許可年月日	サービスの種類
1750680348	医療法人社団 慈豊会	介護老人保健施設 加賀温泉ケアセンター 加賀市直下町ヲ91番地	平成24年 8月1日	介護老人 保健施設

石川県告示第498号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成24年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1750680132	医療法人社団 修和会	丘の上訪問介護事業所	加賀市富塚町中尾 126 - 2	介護予防 訪問介護	平成24年 8月31日

石川県告示第499号

WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受ける特定調達契約につき、一般競争入札の落札者を決定したので、次のとおり落札者等について告示する。

平成24年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 落札に係る物品等の名称、予定数量及び調達方法
灯油 131,000リットル 購入
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
石川県立高松病院事務局総務課経理係
かほく市内高松ヤ36
- 落札者を決定した日
平成24年9月27日
- 落札者の名称及び所在地
松村物産株式会社
金沢市広岡2丁目1番27号
- 落札金額
74.97円/リットル
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告を行った日
平成24年8月10日

石川県告示第500号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた平成24年度地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更した。

平成24年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 変更内容

調査を行う者の名称	変更前後別	調査地域	調査期間
中能登町	変更前	良川地区、久江地区、能登部地区、 久江地区、良川地区、良川地区、能 登部地区、能登部地区、水白地区、 黒氏地区及び良川地区	平成24年5月11日から平成25年 3月29日まで（良川地区にあっては、平成24年9月14日から平成25年3月29日まで）

	変更後	良川地区、久江地区、能登部地区、久江地区、良川地区、良川地区、能登部地区、能登部地区、水白地区、黒氏地区、良川地区及び能登部地区	平成24年5月11日から平成25年3月29日まで(良川地区にあつては平成24年9月14日から平成25年3月29日まで、能登部地区にあつては平成24年11月2日から平成25年3月29日まで)
--	-----	--	--

2 変更年月日
平成24年11月2日

石川県告示第501号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり県道の区域を変更した。
なお、その関係図面は、平成24年11月2日から同月16日まで縦覧に供する。
平成24年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	道 路 の 区 域			関係図面の縦覧場所
	変更の区間	旧新別	敷地の幅員(m) 延長(m)	
山中伊切線	加賀市山中温泉南町ヨ7番2地先から 加賀市山中温泉湯の出町レ29番地先まで	旧	9.00～10.60 41.5	南加賀土木 総合事務所 大聖寺土木 事務所
		新	13.60～18.50 41.5	
小松根上線	小松市大川町三丁目18番1地先から 小松市大川町三丁目5番地先まで	旧	11.09～16.00 78.7	南加賀土木 総合事務所 維持管理課
		新	12.94～16.00 78.7	

石川県告示第502号

次のとおり県道の供用を開始したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、告示する。
なお、その関係図面は、平成24年11月2日から同月16日まで縦覧に供する。
平成24年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	関係図面の縦覧場所
山中伊切線	加賀市山中温泉南町ヨ7番2地先から 加賀市山中温泉湯の出町レ29番地先まで	平成24年11月2日	南加賀土木 総合事務所 大聖寺土木 事務所
金 沢 田 鶴 浜 線	金沢市粟崎町四丁目204番2地先から 金沢市粟崎町四丁目204番2地先まで	〃	県 央 土 木 総合事務所 維持管理課

石川県告示第503号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。
平成24年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

道路の種類	路線名	区 間	指定年月日
県 道	小松根上線	小松市大川町三丁目27番地先から 小松市大川町二丁目76番地先までの上下線	平成24年11月2日

石川県告示第504号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により、河川管理施設以外の工作物と効用を兼ねる河川管理施設の管理の方法を定め、次のとおり河川管理施設以外の工作物の管理者が河川管理施設の管理を行う。

平成24年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 河川の名称
二級河川犀川水系 犀川
- 河川管理施設の名称又は種類
河川管理用通路及びダム天端道路
- 河川管理施設の位置
辰巳ダム天端道路左岸取付道路左岸側から辰巳ダム天端道路を經由し二級河川犀川右岸管理用道路下流側
(左岸) 金沢市相合谷町八12番1地先
(右岸) 金沢市上辰巳町拾貳字37番1地先
延長 L = 402m
- 管理を行う者の氏名及び住所
道路管理者 金沢市長 山野 之義
金沢市広坂1丁目1番1号
- 管理の内容
(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の付属物その他専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の付属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2) 道路専用施設に係る災害復旧
- 管理の期間
平成24年10月25日から道路の存続する日まで

石川県告示第505号

石川県指定金融機関の名称及び所在地（昭和39年石川県告示第192号）の一部を次のように改正し、表の株式会社北国銀行松任北支店の項の改正規定にあっては平成24年11月5日、同表の株式会社北国銀行鶴来支店の項の改正規定にあっては同月12日から施行する。

平成24年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

表の株式会社北国銀行鶴来支店の項中「白山市鶴来本町2丁目」を「白山市井口町」に改め、同表の株式会社北国銀行松任北支店の項中「白山市新田町」を「白山市相木町」に改める。

公 告

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札を実施する。

平成24年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 調達内容
(1) 購入件名及び数量
高速信号評価システム 一式
(2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年2月28日

(4) 納入場所

石川県工業試験場

(5) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、平成24年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

(3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

3 入札者に要求される義務

入札者は、次に掲げる事項について証明する書類を平成24年11月12日(月)までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(1) 当該調達物品が入札説明書に示す仕様に合致していること。

(2) 当該調達物品を確実に納入できること。

(3) アフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒920-8203 金沢市鞍月2丁目1番地

石川県工業試験場管理部総務課 電話番号 076-267-8080

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札 平成24年11月27日(火)午後1時30分

イ 開札 入札後、その場で直ちに行う。

ウ 場所 石川県工業試験場第2会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

平成24年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アルビス大友店

金沢市副都心北部大友土地区画整理事業地13街区1ほか35筆

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

アルビス株式会社 代表取締役社長 大森 実

富山県射水市水戸田3丁目4番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

アルビス株式会社 代表取締役社長 大森 実

富山県射水市水戸田3丁目4番地

ほか

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成25年6月27日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

2,150平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

98台

(2) 駐輪場の収容台数

43台

(3) 荷さばき施設の面積

87平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

28立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から翌午前0時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から翌午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

5箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで（一部は午前4時から午前6時まで）

7 届出年月日

平成24年10月26日

8 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

- 9 届出等の縦覧期間
平成24年11月2日から平成25年3月4日まで
 - 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先
平成25年3月4日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課
-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
金沢袋町プロジェクト
金沢市袋町101番1、101番3ほか
 - 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社だいいちコンフェクショナリ 代表取締役 北川 信夫
加賀市梶井町141番地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社福うさぎ 代表取締役 北川 信夫
加賀市動橋町△40番地1
ほか
 - 3 大規模小売店舗の新設をする日
平成26年4月1日
 - 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,940平方メートル
 - 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
19台
 - (2) 駐輪場の収容台数
56台
 - (3) 荷さばき施設の面積
46平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
23立方メートル
 - 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前7時から翌午前1時まで(一部は午前9時から午後8時まで)
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前6時から翌午前2時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
1箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後8時まで
 - 7 届出年月日
平成24年10月26日
 - 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課
 - 9 届出等の縦覧期間
平成24年11月2日から平成25年3月4日まで
 - 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成25年3月4日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べるができる。

平成24年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ増泉店
金沢市増泉4丁目2番ほか

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) マックスバリュ金沢増泉店

(変更後) マックスバリュ増泉店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ北陸株式会社

代表取締役 中川 伊正

金沢市高柳町13字1番地1

ほか4者

(変更後) マックスバリュ北陸株式会社

代表取締役 中川 伊正

金沢市高柳町13字1番地1

株式会社ジャパンフラワー・コーポレーション

代表取締役 松村 吉章

富山県射水市流通センター水戸田2丁目3番1号

3 変更の年月日

平成24年8月25日

4 変更する理由

店舗名称の変更及び未定テナント決定のため

5 届出年月日

平成24年10月25日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商業振興課

7 届出等の縦覧期間

平成24年11月2日から平成25年3月4日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先

平成25年3月4日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

平成24年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユース串店

小松市串町ス11番地1ほか27筆

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(変更前) 東京ストアー串町店

小松市串町ス11番地1ほか27筆

(変更後) ユース串店

小松市串町ス11番地1ほか27筆

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社東京ストアー 代表取締役社長 箕田 秀夫

金沢市西都2丁目4番地

(変更後) 株式会社ユース 代表取締役 古谷 光雄

福井県福井市文京1丁目16番1号

北陸ファミリー百貨株式会社 代表取締役 塩谷 敏二

金沢市観音堂町ル23番地

(3) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前6時から午後9時まで

(変更後) 午前6時から午後10時まで

3 変更する年月日

平成24年10月31日

4 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗の店舗面積の合計

1,892平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

73台

イ 駐輪場の収容台数

13台

ウ 荷さばき施設の面積

53平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

18立方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時から午後9時(年間60日は午後10時)まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後9時30分(年間60日は午後10時30分)まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

3箇所

5 届出年月日

平成24年10月26日

- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び小松市経済環境部商工労働課
- 7 届出等の縦覧期間
平成24年11月2日から平成25年3月4日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問い合わせ先
平成25年3月4日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗立地法による意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項及び第2項の規定による大規模小売店舗に関する意見の概要は、次のとおりである。

平成24年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン金沢駅西本町
金沢市駅西本町五丁目241番地
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗の名称の変更
公告日 平成24年6月26日
- 3 市町村の意見の概要
市町村名 金沢市
意見の概要
届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。
- 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
- 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
- 6 意見の縦覧期間
平成24年11月2日から同年12月3日まで

-
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン金沢示野イースト棟
金沢市戸板第二土地区画整理事業地内77街区
 - 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名の変更
公告日 平成24年6月26日
 - 3 市町村の意見の概要
市町村名 金沢市
意見の概要
届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。
 - 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
 - 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
 - 6 意見の縦覧期間

平成24年11月2日から同年12月3日まで

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン金沢示野マックスバリュ棟
金沢市戸板第二土地区画整理事業地内79街区
 - 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名の変更
公告日 平成24年6月26日
 - 3 市町村の意見の概要
市町村名 金沢市
意見の概要
届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。
 - 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
 - 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
 - 6 意見の縦覧期間
平成24年11月2日から同年12月3日まで
-

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン金沢示野F棟
金沢市戸板第二土地区画整理事業地内80街区
 - 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名の変更
公告日 平成24年6月26日
 - 3 市町村の意見の概要
市町村名 金沢市
意見の概要
届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。
 - 4 居住者等の意見の概要
居住者等の意見なし
 - 5 意見の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター
 - 6 意見の縦覧期間
平成24年11月2日から同年12月3日まで
-

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンタウン金沢示野E棟
金沢市戸板第二土地区画整理事業地内81街区
- 2 届出の内容及び届出の公告の日
内容 大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名の変更
公告日 平成24年6月26日
- 3 市町村の意見の概要
市町村名 金沢市
意見の概要
届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境

の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成24年11月2日から同年12月3日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン金沢示野A棟

金沢市戸板第二土地区画整理事業地内87街区

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗の名称、大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名の変更

公告日 平成24年6月26日

3 市町村の意見の概要

市町村名 金沢市

意見の概要

届出内容について、特に問題点は見られないが、関係法令等を遵守するとともに、今後とも周辺地域の生活環境の保持について適切な対応を図るよう努められたい。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成24年11月2日から同年12月3日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カーマホームセンター新小松店、ケーズデンキ小松店

小松市沖周辺土地区画整理事業施行地内27街区75番ほか

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名、大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

公告日 平成24年6月26日

3 市町村の意見の概要

市町村名 小松市

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成24年11月2日から同年12月3日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カーマホームセンター新小松店、ケーズデンキ小松店

小松市沖周辺土地区画整理事業施行地内27街区75番ほか

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻、来客が駐車場を利用することができ

る時間帯の変更

公告日 平成24年6月26日

3 市町村の意見の概要

市町村名 小松市

意見の概要

騒音の発生に係る事項

荷さばき作業従事者や来店車両に対してはライト照明の向きの配慮、低速走行やアイドリングストップの啓発に努めるなど、従来に増して作業員への騒音防止意識の徹底に留意すること。

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成24年11月2日から同年12月3日まで

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン羽咋

羽咋市石野町イ7番地1

2 届出の内容及び届出の公告の日

内容 大規模小売店舗の名称の変更

公告日 平成24年6月26日

3 市町村の意見の概要

市町村名 羽咋市

意見の概要 意見なし

4 居住者等の意見の概要

居住者等の意見なし

5 意見の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課及び石川県行政情報サービスセンター

6 意見の縦覧期間

平成24年11月2日から同年12月3日まで

土地改良区の清算人就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の清算人が就任した旨の届出があった。

平成24年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

輪島国営農地開発土地改良区

氏 名	住 所	就 任 年 月 日
平 田 齊	輪島市深見町60字66番地	平成24年10月12日
古 坊 勝 文	〃 西院内町卜部11番地	〃
瀧 高 悦 朗	〃 名舟町卜部13番地	〃
今 寺 研 治	〃 名舟町卜部21番1地	〃
瀧 田 健 一	〃 里町5部3番甲地	〃
上 梶 秀 治	〃 里町18部9番地	〃
小 谷 泉 喜	〃 西山町ウ部9番地	〃
中 刀 政 信	〃 東山町夕部84番地	〃

二級建築士の免許の取消しの公告

建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

平成24年11月2日

石川県知事 谷 本 正 憲

取消しをした年月日	氏 名	登録番号	取 消 し の 理 由
平成24年1月19日	柴 田 春 美	第5532号	法第9条第1項第2号該当（死亡の届出）
平成24年2月28日	表 定 三	第1991号	”
平成24年6月11日	小 林 修 二	第2498号	法第9条第1項第1号該当（取消しの申請）
平成24年6月21日	得 能 浩 輝	第7666号	法第9条第1項第2号該当（死亡の届出）
平成24年6月22日	岡 田 良 治	第6479号	”
平成24年7月6日	森 市 郎	第5483号	法第9条第1項第2号該当（法第7条第3号該当の届出）
平成24年8月31日	岡 本 常 男	第637号	法第9条第1項第2号該当（死亡の届出）

人 事 委 員 会

石川県人事委員会告示第2号

県の事務所に係る労働基準法による区分（昭和46年石川県人事委員会告示第2号）の一部を次のように改正し、平成24年10月15日から適用する。

平成24年11月2日

石 川 県 人 事 委 員 会

別表知事の部別表第1各号に該当しない官公署の項中「本庁各課（）」の次に「分室を含み、」を加える。

正 誤

平成24年3月6日発行の石川県公報第12472号中、正誤次のとおり

ページ	件 名	誤	正
9	石川県告示第99号	金沢市粟崎四丁目199番10地先から 金沢市粟崎四丁目5番1地先まで	金沢市粟崎町四丁目204番2地先から 金沢市粟崎町四丁目204番1地先まで